

各位

会 社 名 株式会社エービーシー・マート  
代表者名 代表取締役社長 野口 実  
(コード：2670 東証第一部)  
問合せ先 取締役経営企画室長 小島 穰  
(TEL. 03-3476-5452)

### 「不当価格表示に関する一部報道について」

当社は、平成 27 年 2 月 13 日、5 月 1 日、8 月 13 日及び 11 月 27 日にそれぞれ配布した日刊新聞紙の折込チラシにおいて、自社プライベートブランド、計四十七品目の商品について、当社が商品の発売当初に設定する販売価格「当初販売価格」に対し、「メーカー希望小売価格」を意味する「㊦」という記号を付して価格を併記したことが不当表示であるとして、平成 29 年 3 月 28 日に、消費者庁より、不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を受けました。

このような事態に至ったことにつきましては、お客様や株主をはじめとする関係者の皆様に多大なご心配をおかけしたことを改めて深くお詫び申し上げます。

この点、一部報道の中で、当社が実際の販売価格を上回る架空の「メーカー希望小売価格」を任意に設定し、その価格から大幅な値引きをして販売したような誤解を与えていたとの誤った事実を前提に、そのことが不当表示として問題にされたかのように捉えられる報道がございました。

しかし、当社が架空の販売価格を表示した事実は一切なく、今回の措置命令は、チラシの値引き表記を行ったことが問題とされたものではありません。また、当該チラシ商品も「当初販売価格」からの値引きを行った商品であり、お買い得にご提供させていただいたことは事実です。

今回の措置命令は、「当初販売価格」について当社以外に決定権のある「ナイキ」「アディダス」といったブランド（ナショナルブランド）商品は、「㊦」（メーカー希望小売価格）を表記することが許される場所、当社に価格決定権のある自社プライベートブランド商品について「㊦」（メーカー希望小売価格）という記号を付した価格を併記したことが対象とされたものです。

「㊦」という表示が不当であるという措置命令



当社が自社プライベートブランド商品について「メーカー希望小売価格」として表示した価格は、「当初販売価格」の意味であり、この「当初販売価格」は、実際に店頭で相当期間販売されていた価格であり、一部報道のような値引きを演出するための架空の価格ではありません。

自社プライベートブランド商品の「当初販売価格」もナショナルブランドの「メーカー希望小売価格」と同様に、主に生産コストから算出して設定され、シーズン当初は「当初販売価格」にて販売し、シーズン後半に在庫が多い商品についてはセール価格にて消化しております。

セール時に値引き販売した当該チラシの商品は、このような販売実績のある「当初販売価格」より値引きしお買い得にご提供させていただいたものですので、ご購入いただいたお客様につきましてはご安心いただきたいと思います。

今後とも、プライベートブランド商品の「当初販売価格」につきましては、中間流通を排除することにより、品質が同等のナショナルブランド商品の「メーカー希望小売価格」と比較して、よりリーズナブルな価格でご提供の方針で営業してまいります。

当社においては、お客様や株主の皆様をはじめとする関係者のご信頼ご期待に沿うよう、今後とも法令遵守について万全を期すべく全力で取り組んでまいります。

以上